

第151回
青森県都市計画審議会
議事録

令和5年12月26日(火)

日 時：令和5年12月26日（火） 午後1時30分から午後2時30分

場 所：青森県庁西棟8階大会議室

出席者：議長 馬渡 龍
委員 堀内 一穂
委員 古戸 睦子
委員 藤林 吉明
委員 前島 明成（代理：藤田 正人）
委員 山本 巧（代理：山田 拓也）
委員 石谷 俊史（代理：佐々木 久哉）
委員 磯 丈男（代理：小谷 浩信）
委員 山谷 清文
委員 齊藤 爾
委員 山田 知
委員 松林 義光

以上12名出席

議 事

議案第1号 弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）について

議案第2号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の
敷地の位置（八戸市長許可）について

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから第151回青森県都市計画審議会を開催いたします。それでは最初にお配りしている資料の確認を行います。事前に送付している資料として1. 次第、2. 委員名簿、3. 委員席図、4. 議案書、5. A3判横の参考資料がございます。本日も持参いただけていない場合はお席までお持ちしますので事務局までお申し付けください。次に、本日配付した資料としまして、6. 表紙に青色文字で第151回青森県都市計画審議会と記載された本日スクリーンへ映す説明資料を印刷したもの、7. 議案第2号に関する補足説明資料がございます。不足などございましたら、事務局までお申し付けください。

続きまして、今回、第2号から第5号委員に異動がございましたので、委員の皆様をご紹介します。委員名簿をご覧ください。

第1号委員は学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業高等専門学校 産業システム工学科 准教授の馬渡 徹 様でございます。

弘前大学大学院 理工学研究科 准教授の堀内 一穂 様でございます。

一般社団法人 青森県建築士会の古戸 睦子 様でございます。

公益財団法人 青森県宅地建物取引業協会の藤林 吉明 様でございます。

公益社団法人 青森観光コンベンション協会の高樋 忍 様は本日欠席されております。

また、お手元の委員名簿では出席予定となっておりますが、公募委員の鎌田 正邦 様も、本日欠席のご連絡をいただいております。

第2号委員は、関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の前島 明成 様でございます。本日は代理として、東北農政局 農村振興部 農村計画課長の藤田 正人 様がお出席されております。

東北地方整備局長の山本 巧 様でございます。本日は代理として青森河川国道事務所長の山田 拓也 様がお出席されております。

東北運輸局長の石谷 俊史 様でございます。本日は代理として、東北運輸局 青森運輸支局 支局長の佐々木 久哉 様がお出席されております。

青森県警察本部長の磯 丈男 様でございます。本日は代理として、青森県警察本部 交通部 交通規制課長の小谷 浩信 様がお出席されております。

第3号委員は、市町村長を代表する方でございます。
青森県市長会会長の西 秀記 様は本日欠席されております。

第4号委員は県議会議員の方でございます。
山谷 清文 様でございます。
齊藤 爾 様でございます。
山田 知 様におかれましては、現在到着が遅れているとのご連絡いただいておりますので、到着次第の参加となります。

第5号委員は、市町村の議会の議長を代表する方でございます。
青森県町村議会議長会 会長の松林 義光 様でございます。

なお、本日の委員の皆様の出席状況についてですが、委員15名中12名、現時点で11名のご出席をいただいております、全委員の2分の1以上がご出席となりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をいたします。
青森県県土整備部都市計画課長の澤里 秀典です。
青森県県土整備部建築住宅課長の千葉 健夫です。

それでは議事に移ります。青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、馬渡会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【馬渡会長】

はい。それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。慣例によりまして、私から本日の議事録署名委員を2名指名させていただきたいと思っております。堀内委員と藤林委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか？

【堀内委員・藤林委員】

はい。

【馬渡会長】

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは議案の審議に入りたいと思います。まずは議案第1号、弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。青森県都市計画課の一山と申します。よろしくお願ひいたします。議案第1号弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）について、正面のスクリーンに投影したスライド資料を用いてご説明いたします。スクリーンのスライド資料とお手元に配布させていただいたスライド資料は同じ内容となっておりますので、見やすい方をご覧ください。それでは、スライド資料の右下に付しておりますページ番号の4ページ目から説明を開始いたします。

変更内容の前に、まず都市計画道路についてお話しいたします。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路のことです。

目的とその効果ですが、都市計画道路として決定されることで、事前に道路のルートを示すことができます。そして、その決定された範囲には建築制限がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。次に、この建築制限についてご説明いたします。

こちらは建築制限のイメージ図です。黒い実線が現在の道路の幅を示した線です。青い点線が都市計画道路の幅を示した線です。建築制限を受けるのは黒い実線と青い点線の間になります。

この制限区域では、2階建て以下で地下を有しない建築物、かつ比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ基本的に建築することができないこととなります。

このような都市計画道路の区域内において、建築物を建築しようとするときは、都市計画法第53条第1項の規定による市町村長の許可が必要となります。許可の基準は、先ほどの繰り返しになりますが、2階建て以下で、かつ、

地下を有しないこと。主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。この二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるものとなります。

続いて、青森県の都市計画道路を取り巻く環境について4点ご説明いたします。1点目は人口減少です。県全体の人口は、令和2年の国勢調査では約124万人となっておりますが、先日新聞記事になりました国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今から12年後の2035年には約2割減少し、100万人を下回る推計となっております。

2点目は自動車保有台数の減少です。県の自動車保有台数は、ピーク時の平成29年から減少傾向にあり令和4年度末で約2%、約20,000台の減少となっております。

3点目は、厳しい財政状況です。公共事業関係予算の傾向として、国土強靱化のため防災関係に重きを置いており、このような中で事業効果を上げるよう予算の選択と集中により事業を行う必要があります。

4点目は都市計画道路の整備状況についてです。青森県で都市計画決定されている路線のうち、令和3年度末時点で約4割400km以上が未着手区間となっており、30年以上の長期に渡り未着手となっている路線が多くあります。

都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加、右肩上がりの経済成長、交通量の増大、市街地の拡大、などの時代にその多くが決定されております。また、都市計画道路の整備は相当の長期間を要するものであることから、一定の継続性が要請されるものではありません。しかしながら、先ほどご説明いたしましたように、人口の急激な減少、自動車保有台数の減少、公共事業を取り巻く環境など、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、その必要性や配置、規模等を、適切に見直すことが望ましい旨、国が策定している「都市計画運用指針」に明記されております。

こうした状況を踏まえ、青森県では県内全ての都市計画区域において、都市計画道路の見直しを行っております。平成21年から平成24年の間で、第1回目の見直しを行いました。本議案の弘前広域都市計画道路も平成23年に第1回目の見直しに伴う都市計画変更手続きを行っております。その後、平成3

0年から市町村ヒアリングや将来交通量推計を行い、第2回目の見直しに着手しています。昨年度は青森市と東北町で都市計画変更手続きを行いました。

見直しに当たっては、都市計画道路としての必要性、代替路の有無、事業実現性、将来交通量の推計値等を総合的に勘案し、見直しパターンを、継続・変更・廃止の3パターンに分類しております。継続は、現計画の維持が妥当と判断された路線が該当します。変更は、将来交通量の推計値や事業実現性から、計画幅員や計画線形を変更することが妥当と判断された路線などが該当します。廃止は、代替路の有無や将来交通量の推計値から、都市計画道路として一律の幅員で整備する必要性が低いと判断された路線等が該当します。

都市計画決定している道路の区域には、大部分に民間の土地が含まれています。その区域は、都市計画決定している間、建築制限がかかった状態が続くということになります。将来の都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには長い期間を要することから、その建築制限は必要なものとなりますが、交通需要の増加が見込まれないなど整備の必要性が低下した都市計画道路については、見直しを行って建築制限を外す必要があると考えております。

続いて今回見直しを行う弘前広域都市計画道路の状況についてですが、令和4年度末で86路線、約184kmについて都市計画決定しており、改良率は約65%となっております。先ほどご説明した通り、平成23年に一度見直しに伴う都市計画変更の手続きを実施しております。今後も概ね10年を目安に定期的な見直しを予定しております。

こちらは本議案の本題となります今回変更する路線の一覧表です。8路線が対象であり、県決定分は①～④の4路線、市決定分は⑤～⑧の4路線となります。市決定分につきましては弘前市都市計画審議会の審議を経ておりますので、この場では説明を省略いたします。県決定分は幅員等の変更が①と④の2路線、一部区間廃止が②と③の2路線あります。路線ごとの詳細は後ほどご説明いたします。

県決定と市決定の違いですが、都市計画道路の変更区間が市道のみで構成される場合は市決定、変更区間に国道や県道が含まれる場合は県決定となります。

こちらは今回変更する路線の総括図です。赤線は幅員等の変更がある区間、黒線は廃止される区間を示しています。図には市決定分も含めた8路線全てを表示していますが、①から④が県決定の路線となります。路線①と④は総括図の中央付近、弘前公園の東側に位置しています。路線②は図の右上、城東小学校の東側に位置しています。路線③は図の下側の中央やや右、弘南鉄道大鰐線千年駅の東側に位置しています。

続いて、各路線の変更案についてご説明いたします。1路線目、路線①は3・3・10号元寺町向外瀬線です。一番左の図が変更区間全体を表示した地図、右側の図A～Cは変更区間を区切って南側から順にそれぞれ拡大表示したものです。変更内容は大きく2つありまして、1つ目は国登録有形文化財である三上ビルのある交差点から弘前教会のある交差点までの約150mの区間について、幅員を18mから16mに変更することです。2つ目は弘前教会のある交差点から北に向かい弘前中央高校、亀甲町郵便局の前を通過して西城北一丁目に至るまでの約1,160mの区間について、幅員を25mから16mに、車線数を4車線から2車線に変更することとなります。また、幅員縮小および終点の地名変更に伴い、路線名が3・3・10号元寺町向外瀬線から3・4・36号元寺町西城北線に変更となります。この幅員縮小は今後の交通需要の増加が見込めないことによる変更ですが、併せて三上ビルや石場旅館、翠明荘などの国登録有形文化財を回避し、歴史的・文化的資源の保全を図ることへも配慮した変更となっております。

こちらは路線①の南側区間における、変更前の都市計画道路幅18mと変更後の幅16mを示した横断図となります。自転車歩行者道が片側1mずつ縮小して全体で16mとなります。

こちらは路線①の北側区間における、変更前の幅25mと変更後の幅16mを示した横断図となります。4車線が2車線となり、自転車歩行者道も片側1mずつ縮小しています。道路の幅は道路構造令に基づいて設定しております。

こちらの写真は変更区間南側の三上ビル付近の区間を撮影したものです。写真右側のレンガの外壁の建物が国登録有形文化財の三上ビルです。黄色いラインが変更前、赤いラインが変更後の都市計画道路幅をイメージしたものととなります。現道幅約12mに対し、現在、都市計画道路幅18mが計画されているものを16mに変更し、三上ビルを回避するように区域を見直しています。

こちらの写真は車線数が4車線から2車線に変更となる翠明荘付近の区間を撮影したものです。写真中央の茶色い外壁の建物が翠明荘です。現道幅約12mに対し、現在、黄色いラインで示した幅25mが計画されているものを赤いラインの16mに変更し、かつ有形文化財である翠明荘を回避するように区域を見直しています。

こちらの写真も車線数が4車線から2車線に変更となる弘前中央高校付近の区間を撮影したものです。写真では見えづらくなっていますが、撮影地点から150mほど進んだ右側に弘前中央高校があります。現道幅約8mに対し、現在黄色いラインの幅25mが計画されているものを赤いラインの16mに見直しています。

2路線目、路線②は3・4・1号和徳堀越線です。変更内容は、城東小学校付近の起点から萩原乳業の前を通る道路との交差点までの約300mの区間について、他の都市計画道路と接続せずネットワークを形成しない区間であること、加えて現道幅員が約10mと一定の幅員が確保されており、今後の交通需要の増加が見込めないことから廃止するものです。また、この廃止により起点が変更となることから路線名が和徳堀越線から撫牛子堀越線に変更となります。

こちらの写真は廃止区間約300mの中央付近から南側、中心市街地方面を撮影したものです。現道幅約10mに対し、幅16mの都市計画道路を計画していたものを今回の見直しで廃止します。

3路線目、路線③は3・4・2号富田千年線です。変更内容は、終点の上千年橋付近から約130mの区間について、路線②と同様に、他の都市計画道路と接続せずネットワークを形成しない区間であること、加えて現道幅員が約8mと一定の幅員が確保されており、今後の交通需要の増加が見込めないことから廃止するものです。また、終点の地名から路線名が富田千年線から富田広野線に変更となります。

こちらの写真は廃止区間約130mの北側から南側、大和沢川方面を撮影したものです。現道幅約8mに対し、幅12mの都市計画道路を計画していたものを今回の見直しで廃止します。

4路線目、路線④は3・4・4号元寺町小沢線です。変更内容は、路線①と接続する三上ビルのある交差点からドーミーイン弘前のある交差点までの約300mの区間について、今後の交通需要の増加が見込めないことから、幅員を18mから16mに変更するものです。また、終点部の地名変更に伴い、路線名が元寺町小沢線から元寺町大原線に変更となります。

こちらは路線④の変更前の幅18mと変更後の幅16mを示した横断図となります。自転車歩行者道が片側1mずつ縮小して全体で16mとなります。

こちらの写真は青森銀行親方町支店付近の区間を撮影したものです。現道幅約11mに対し、現在黄色いラインの幅18mで計画されているものを赤いラインの幅16mに見直しています。

最後に、都市計画法上の手続きについてですが、地域住民を対象とした原案の説明会を8月31日、9月1日、9月2日に合計5回開催し、9月4日から9月19日までの約2週間、原案の縦覧を行いました。公述の申し出がなく公聴会は中止となり、その後、10月26日から11月8日までの2週間、案の縦覧を行いました。変更案に対して住民からの意見書の提出はなく、地元自治体である弘前市からも意見なしの回答を受け取っております。なお、原案説明会から案の縦覧までの日程は、市決定の手続きと同じ日程で進めました。今後、この審議会でも異論等がないようございましたら、決定告示の手続きを進めたいと考えております。

以上で、議案第1号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【馬渡会長】

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、委員の皆様からご質問ご意見等ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

ご意見ないようですので、ただいまの議案第1号について原案通り決することにいたします。

それでは次に議案第2号、建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）について八戸市から説明をお願いいたします。

【八戸市】

八戸市都市整備部建築指導課の吉田と申します。よろしく申し上げます。それでは、議案第2号建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）についてご説明いたします。

最初に付議した概要について、後ほど説明いたしますが、本計画は、令和元年12月に県の都市計画審議会の議を経て、令和2年に建築基準法第51条ただし書き許可を取得し、産業廃棄物の破碎処理を行っている施設内に新たに定置式破碎機及び選別機を設置し、また敷地を拡大するもので、処理能力が従前の1.5倍を超過することから、県の都市計画審議会の議を頂き、その後、建築基準法第51条ただし書き許可を再取得しようとするものであります。

次に、関係法令等についてご説明いたします。お手元に、お配りしております議案第2号に関する補足説明資料1をご覧ください。上段には、建築基準法第51条の条文を記載しております。その条文では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないとなっております。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。と規定されております。

本日の案件は、一事業者が建設する施設であり、恒久的かつ広域的な処理を行うもの、また公共性を有していると認めがたく、その敷地の位置を都市計画決定することにはそぐわないことから、この条文にあるただし書きの規定に基づき、当審議会へ付議したものであります。当審議会において異議なしの答申を得られれば許可できることとなります。

下段の記載にまいりまして、建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討事項として都市内の位置、敷地条件、立地区域、施設計画、交通処理についてそれぞれ検討を行い、敷地の位置が都市計画上支障ないと審査した上で、当審議会へ付議しました。

次ページ補足資料2をお開きください。産業廃棄物処理施設に関する建築基準法上の手続きをフロー化したものです。

次ページ補足資料3をお開きください。左側が産業廃棄物処理施設に関する建築基準法の手続きフローであり、右側が廃棄物処理及び清掃に関する法律の手続きフローとなっております。

次ページ補足資料4をお開きください。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条による産業廃棄物処理施設の種類になります。今回の施設の種類は表中色分けした破碎施設になります。

それでは、本題の議案第2号についてご説明申し上げます。議案書は4から6ページ、A3版の参考資料は4、5ページとなっております。施設の概要を説明いたします。A3版の参考資料の4ページをご覧ください。申請者は、奥羽クリーンテクノロジー株式会社 代表取締役社長 笹垣 岳史。申請敷地の位置は、赤矢印で示された黒太線で囲まれたところで青森県八戸市豊洲1-2他9筆となっております。当該地は工業専用地域に位置しており、近隣は工場や石油基地等がございます。

5ページにまいりまして、本計画は、令和元年に青森県都市計画審議会の議を経て、令和2年に建築基準法第51条ただし書き許可を取得して建築した産業廃棄物処理施設について、既存建屋内に新たに定置式破碎機及び選別機を設置し、また、敷地を拡張するもので、処理能力が従前の1.5倍を超過することから、許可を再取得するものです。なお、災害ごみ等の処理をできるように一般廃棄物処理施設のごみ処理施設としても許可取得予定で、これについては、先月29日開催の八戸市都市計画審議会の議を経ております。

敷地面積は、24,115.86㎡、処理能力は1日16時間で、移動式破碎機、定置式破碎機それぞれ、廃プラスチック類443.2t、紙くず35

6. 8 t、木くず697. 6 t、繊維くず228. 8 t、ゴムくず659. 2 t、金属くず：1, 280 t、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：1, 280 t、がれき類：1, 280 tとなっております。移動式破砕機と同程度の処理能力を持つ定置式破砕機の導入により、処理能力が2倍となり、稼働時間が2倍に延長になるため、処理量は4倍になります。

右の図は配置図と建屋の平面図、立面図ですが、後ほどスクリーン上でご説明いたします。

次に、敷地の位置が都市計画上支障ないか否かについてご説明いたします。補足資料5をご覧ください。こちらは、特定行政庁等を会員とする日本建築行政会議において平成16年度に建築基準法第51条に規定する敷地の位置が都市計画上支障がないことの判断基準について、都市計画運用指針に示される審査・基準項目、関連の判例の審議内容や各行政庁の運用実態等を参考に整理したもので、特定行政庁である本市において建築基準法第51条ただし書き許可の判断基準としているものです。

まず、表左項目の都市内の位置についてです。その中で、上位計画の位置づけについては、第7次八戸市総合計画及び都市計画マスタープランに支障が出るような場所ではありません。また、計画地は工業専用地域内にあり、市街化が見込まれる場所でもありません。

次に都市内の産業廃棄物処理施設の配置という点では、計画地は臨港地区内の工業専用地域に位置し、周辺は大型車両の通行に配慮された臨港道路に接しているため搬出入の効率性がよく、市街地への環境に影響は少ないと考えられます。

続いて、表左項目の立地区域・敷地条件です。用途地域については、工業専用地域で住居系用途ではなく、近隣に住宅等はありません。事業計画でも排ガス、悪臭、汚水を発生する施設の設置はないことから、環境への影響はないと考えられます。

次ページに参りまして、表左項目他法令・立地規制区域については、土砂災害特別計画区域ではありません。また、埋蔵文化財の包蔵地でもありません。

次に当該敷地の周辺建築物からの隔離距離についてですが、学校、保育園、病院福祉施設などの教育福祉・医療機関からは、1 km以上離れており、計画地及び周辺は工業専用地域であるため、民家はありません。

次に申請場所の接道道路幅員については、計画地は、幅員7.5mの臨港道路に接しており、この道路の延長は短いことから利用する企業は少なく、さらに接続する主要臨港道路は幅員が22mあることから、地域交通等に及ぼす影響はないと考えられます。

次ページに参りまして、表左項目の施設計画についてです。敷地の規模・形状については、敷地は十分広く、搬出入について敷地内で混雑することはなく、当該施設の稼働による騒音、振動の敷地外への影響も問題ないため、環境への影響はないと考えられます。

次に駐車場の確保については、構内には駐車場が設けられているほか、敷地内の車路は幅員10mを確保しており、敷地も十分に広く、待避することも可能となっています。

最後に、交通処理についてです。搬出入経路・ルートとしては、幅員7.5mの臨港道路から進入し、当該臨港道路は幅員22mの臨港道路に接続しており、利用予定の車両は1日最大130台であり、付近の立地状況及び道路状況から騒音振動等の発生に関しての影響は少ないと考えられます。交通量については、市街地の主要道路から離れており、計画地は臨港地区内で、幅員22mの臨港道路に近いことから道路状況と交通量の増加に関して影響は大きくないと考えられます。

以上、敷地の位置が都市計画上支障ないか否かについて、この検討表によりご説明しましたとおり、特に支障となることはないと考えられます。

次に、許可対象施設について、パワーポイントでご説明いたします。資料は29ページからになります。

1、概要については、先ほどご説明したとおりになります。

2、施設設置場所については図中赤枠が申請場所で右上に同社の本社工場があります。

3、廃棄物の搬出入経路についてご説明いたします。図に示している青矢印が主な経路となっており、①の八戸大橋ルート、②の市内中心部ルート、③の八太郎トンネルルート、④の北部産業道路ルートを経由し、幅員22mの臨港道路を経て、敷地北西側の臨港道路から赤斜線部分の敷地に進入します。本施

設の稼働により想定される廃棄物運搬車両の走行台数は最大で1日当たり130台であり、主要な搬出入ルートとなる敷地南西側の幅員22mの臨港道路の現況交通量が12時間当たり約1万4千台から約1万8千台に対して0.4から0.5%であることから、廃棄物運搬車両の走行による交通への影響は大きくないと判断しています。

4、敷地内搬出入経路ですが、敷地北西側の道路から入場し、緑色で示した幅員10mの敷地内の車路を通り、破砕保管棟で荷下ろしをし、同じ車路を通り退場します。敷地外の道路での車両の滞留対策として、敷地内の車路の幅員を10mとして余裕を持たせ、車路内で車両が滞留できるよう配慮しております。敷地内の車路で間に合わない場合は、破砕保管棟の東側の②の点線部を待機場所として運用する計画です。

5、施設配置についてご説明いたします。本計画は、産業廃棄物処理施設として令和2年に許可され、既に稼働している建物の破砕保管棟の内部を一部改修して定置式破砕・選別機を設置する計画で、敷地も拡張します。黄色で囲まれた部分が令和2年に県の都市計画審議会の議を経てその後許可した部分となっており、今回の敷地は黒色の一点破線で囲まれた部分になります。移動式破砕機についても基本的には建屋内で稼働する計画ですが、屋外の青色の点線の範囲内で稼働することも想定した計画としています。

当施設は、一般廃棄物処理施設のごみ処理施設としても許可取得予定ですが、基本的には産業廃棄物処理施設として稼働します。災害ごみ等の処理について、八戸市や他自治体から要請を受けた際に一般廃棄物である災害ごみ等も処理することになります。

6の1は、施設平面図 破砕機・選別機の位置です。施設はタテ39m、ヨコ59mの既存建物です。床はコンクリート構造で腐食を防止するものになっています。赤色の実線で囲った部分に定置式の破砕・選別機を設置、青色の点線で囲った範囲で移動式破砕機が稼働する計画です。

6の2は、施設平面図 廃棄物保管場所を示した図です。廃棄物の保管については、壁を設け、図に示すように黄色部分に一般廃棄物を、緑色部分に産業廃棄物をゾーン分けして保管する計画となっています。

7は、既存建物の立面図、断面図です。建築物の最高高さは約12.4mです。高さ約5mまでコンクリート構造で造られ、その上は鉄骨造となっています。

8は、破碎・選別処理施設の破碎機です。左が移動式の破碎機で、先ほど6-1施設平面図で説明した青点線内を移動するものです。右が今回新たに設置する定置式の破碎機です。処理能力はいずれも最大で1時間当たり80tです。移動式は、主に破碎のみを行う場合、定置式は、破碎と選別が必要な場合という使い分けを予定しています。

9、こちらは今回導入予定の選別機となっております。左の選別機は回転式ふるい機で、破碎した廃棄物を回転させて土砂をふるい落とします。右は機械式選別機です。回転式ふるい機を通った廃棄物を、廃プラスチックや紙くずなどの軽量物と、木くずや硬質プラスチックなどの重量物に選別します。そのほか電磁石がついた磁選機(じせんき)により、非鉄・鉄金属を選別します。

10、処理フローについてご説明いたします。トラックスケールで計量後、破碎保管棟に搬入して一時保管の後、重機を使用して定置式または移動式破碎機に投入し、破碎します。破碎後はコンベアに載せ、回転式ふるい機、機械式選別機や磁選機を経て、再資源化可能なもの、奥羽クリーンテクノロジー本社工場で焼却するもの、最終処分するものに選別します。なお、本社焼却施設の定期修繕等に伴い保管・焼却可能量を超える場合は、他社の焼却施設での焼却体制及び最終処分場への運搬ルートも確保し、リスク分散を図っています。破碎・選別した処理物は建屋内のストックヤードに一時保管し、再資源化事業者、奥羽クリーンテクノロジー本社工場および他社の焼却施設、最終処分場にそれぞれ運搬します。

11に参りまして、生活環境影響調査項目の選定です。ここからのページは、生活環境影響調査、環境・公害対策になります。これらについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律いわゆる廃掃法の部局である当市の環境保全課への許可申請において審査必須要件とされており、審査を経て昨日付けの12

月25日に許可されておりますので、ここでは簡単にご説明します。生活環境影響調査については、騒音、振動について検討しています。

12-1、騒音、振動については、3ケースを予測しております。ケース1として建屋内で定置式、移動式破砕機が同時稼働した場合の予測地点を赤線に、ケース2として建屋内で定置式、屋外で移動式の破砕機が稼働した場合の予測地点を緑色の丸に示す位置として予測しています。また、ケース3として屋外で移動式破砕機が稼働する場合に敷地境界からの離隔をどれだけとれば、目標値をクリアできるかを検討した結果が青点線の範囲となります。

12-2、騒音の予測については、工業専用地域は、騒音についての規制区域には該当しませんが、目標とした工業地域の基準をクリアしています。

12-3、振動の予測については、振動についても規制区域には該当しませんが、目標とした主として工業等の用に供される区域に相当する、近隣商業、商業、準工業及び工業地域の基準をクリアしています

13、環境・公害対策についてご説明いたします。大気汚染について、本事業では、大気汚染防止法の大気汚染の原因物質及び有害物質を排出する施設は設置しません。また水質汚濁についても、本事業では、水質汚濁防止法に定められる特定施設の設置はありません。騒音、振動については先ほどご説明した生活環境影響調査のとおりです。悪臭については、悪臭防止法の規制地域には該当しておりませんが、八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づく指導基準において工業専用地域は第三種区分に該当しておりますが、処理する廃棄物は、有機性廃棄物のように腐敗して悪臭を発生させるものではありません。これらの生活環境影響調査、環境・公害対策の項目については、廃掃法を所管する本市の環境保全課の審査を経て産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可がされております。

以上のことから、当該施設の計画について、その敷地の位置が都市計画上支障がないと考えます。本日の当審議会の議を経まして、異議のない旨の答申が得られれば、建築基準法第51条ただし書きの規定により許可したいと考えております。

以上をもちまして、議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【馬渡会長】

ただいま説明のありました議案第2号に関しましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

私の方から一つ質問させていただきたいのですが、パワーポイントの33ページ、4の敷地内搬出入経路図というご説明がありましたけども、この敷地がいわゆる産業道路のところに旗竿のような形で、一部道路に接している部分があるのですが、こちらから搬出入を行うケースというのは一切ないと考えてよろしいのでしょうか。

【八戸市】

お答えいたします。旗竿形状の通路に見える部分は使わないで、あくまでも搬出入は臨港道路の7.5mを使用して搬出するということになるかと聞いております。

【馬渡会長】

そうですね。産業道路はなかなか交通量も多くて、速度も速いので、ここが搬出入経路として使われると事故のリスクがあるので、そこはしっかりと運用していただきたいと思います。

皆様の方からございませんでしょうか？

ないようでしたら、ただいま説明のありました議案第2号につきまして、原案通り決するという事についてご異議ないということによろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【馬渡会長】

それでは原案通り議案第2号について決定することといたします。

これで本日の審議案件は終了いたしました。本日の内容につきましては青森県知事、八戸市長に対して、審議結果を原案の通り議決された旨答申すること

といたします。本日の議案全て終了いたしましたので司会の方にお戻ししたい
と思います。皆さん、どうもありがとうございました。

【司会】

馬渡会長ありがとうございました。皆様方には、ご審議をいただきまして誠
にありがとうございました。それでは、これをもちまして、第151回青森県
都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。